

## 緊急通報体制整備事業(概要)

(R8.4.1 更新)

けがや病気などの緊急時に、ボタンを押すだけで通報できる、緊急通報装置を貸与する事業です。

### ●対象者●

- (1)65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみで構成される世帯に属する者
- (2)身体障害者手帳1級または2級に該当する者のみで構成される世帯に属する者
- (3)その他市長が認める世帯

### ●設置機器● ※金額は令和8年度のものです。

- ①固定電話回線専用機器(有線機器):月額使用料 2,310 円
- ②LTE回線専用機器(無線機器):月額使用料 3,850 円

※固定電話を持っている世帯の場合は①の機器を設置します。

### ●料金負担●

対象者世帯の世帯員全員が**住民税非課税**の場合は、月額使用料は**市が負担**します。

対象者世帯の世帯員の誰かが**住民税課税**の場合は、月額使用料は**対象者負担**です。

※電話回線契約料や通話料等は世帯の課税状況に関わらず**対象者負担**です。

※機器設置料は基本的には無料です。ただし、①の機器を固定電話の横以外に設置する場合は別途費用がかかる場合がありますので、設置時にご確認ください。その場合の設置料は対象者負担です。

### ●申請条件●

対象者または家族等から親族以外の近隣者に依頼して承諾をもらい、緊急時に対象者宅に駆け付け、**現場確認を行う【近隣協力員】を必ず登録してください。**

### ●申請方法●

①申請書兼同意書 ②承諾書 ③契約書2枚 ④申請時チェック表を提出してください。

※②承諾書は近隣協力員本人の署名が必要です。(代筆の場合は押印してください)

※③契約書は、鯖江市と申請者で1枚ずつ保管することになりますので、記名・押印したものを2枚提出してください。日付は空白で提出してください。

### ●設置●

申請後、市から利用決定通知書を送付します。その後、委託した業者から設置日程調整の連絡があります。設置された装置は貸与している状態ですので、適切に管理してください。装置の破損による補修費、紛失による弁償費は対象者負担になります。